

# 公益財団法人長尾自然環境財団 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長尾自然環境財団と称し、その略称を長尾財団とする。

2 この法人の英語名は、NAGAO NATURAL ENVIRONMENT FOUNDATION とし、その略称をNEF とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、開発途上国等における自然環境保全のため、調査研究、情報収集・整備及び保全活動等の実施、開発途上国等の専門家・研究者等が実施する調査研究、情報収集・整備及び保全活動等への助成並びに開発途上国等における将来の自然環境保全の担い手の養成を行うことにより、開発途上国等の自然環境の保全に寄与するとともに、自然環境保全についての国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 開発途上国等における自然環境保全のための調査研究、情報収集・整備及び保全活動に係る事業
- (2) 開発途上国等における自然環境保全のための調査研究、情報収集・整備及び保全活動への助成事業
- (3) 開発途上国等における自然環境保全のための活動実施に必要な基盤整備への支援事業
- (4) 開発途上国等における自然環境保全のための人材養成を目的とする奨学金の支給事業
- (5) 開発途上国等における自然環境保全に係る普及啓発事業及び出版事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、次の各号をもって構成し、いずれも評議員会が定めたものとする。

(1) この法人の目的である事業を行うために必要な財産

(2) この法人を維持するために必要な財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会において別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める経理規程によるものとする。
  - 3 特定資産の取扱いについては、理事会において別に定める運用基盤強化資金管理規程及び特定費用準備資金取扱規程によるものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
  - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
    - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
    - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
    - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
  - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者とこの法人並びに理事、監事及び評議員との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するとき、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するとき、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員選定委員会が決定する評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 11 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員選定委員会の決議によって、解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 12 評議員に異動があったときは、遅滞なく登記し、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める理事及び監事並びに評議員に対する費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する費用に関する規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) 残余財産の処分
  - (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 前項の議事録には、議長及び当該評議員会招集者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。また、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係のある者（以下「親族等」という。）の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる

相互に密接な関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 5 監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族等の関係があってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく登記し、その旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、法令の定めるところにより、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

#### (役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる

とき。

(役員報酬等)

- 第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める理事及び監事の報酬等の額に関する規程、理事及び監事並びに評議員に対する費用に関する規程による。

(顧問)

- 第32条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
    - (1) 理事長の相談に応じること。
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
  - 3 顧問は、理事長が理事会の承認を得て、任期を定め、たうえで選任する。
  - 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
    - (4) 監事から法令の定めるところにより、理事長に理事会の招集の請求があったとき、

又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事会招集者とする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

## 第8章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。ただし、事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織に関する細則は、理事長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げた事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）を行う場合は、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議によって、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議によって、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報管理規程による。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(株主等としての権利の行使)

第51条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の業務執行に関して重要な事項は、法令の定めるところにより、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 旧寄附行為における理事及び監事は、移行の登記をした時には任期満了となる。
- 4 この法人の最初の代表理事(理事長)は多紀保彦とする。
- 5 この法人の最初の業務執行理事(常務理事)は山瀬一裕とする。
- 6 この法人の最初の理事及び監事は別紙のとおりとする。
- 7 この定款は平成25年4月8日の評議員会において第1条第1項及び第2項並びに第2条第1項を改正し、登記の日から施行する。
- 8 この定款は平成27年11月13日の評議員会において第10条第3項の変更を決議し、同日から施行する。

別紙 役員名簿

最初の理事

理事	河野	博
理事	幸丸	政明
理事	桜井	尚武
理事	多紀	保彦
理事	淡輪	俊
理事	長尾	榮次郎
理事	山瀬	一裕

最初の監事

監事	安藤	達彦
監事	川井	佳和